

管 第 1 6 6 号  
水 総 第 3 2 3 号  
令和 4 年 8 月 31 日

高岡市建設関連団体の長 様

総務部管財契約課長  
上下水道局総務課長

### 法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の提出について

公平で健全な競争環境を構築し、建設業の担い手を育成・確保するためには、建設業者の社会保険等への加入の原資となる法定福利費が工事ごとの請負代金の中で確保され、適正に支払われるようにする必要があります。

そのため、市では令和 4 年 9 月 15 日以降、契約締結後に法定福利費を明示した工事費内訳書を提出していただくこととしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1 対象工事

高岡市及び上下水道局が発注する工事（但し、請負代金内訳書の提出が特記仕様書に明示されているものに限る。）

##### 2 確認書の内容

（1）請負代金内訳書については、工事番号、受注者名、工事価格及び工事に従事する現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額（以下「法定福利費」という。）を記載する。

※様式は任意とする。なお、入札時に提出する「工事費内訳書」に法定福利費を追記したもので作成することもできる（参考様式参照）。

（2）法定福利費の算出に当たっては、国土交通省作成の「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠すること等、適切な方法で算出すること。

##### 3 提出方法

工事請負契約締結後 7 日以内に契約担当課に提出する。なお、請負代金内訳書は押印不要、メールまたは紙により提出するものとする。

##### 4 適用

令和 4 年 9 月 15 日以降の入札公告又は入札執行通知を行う工事から適用する。

事務担当

総務部管財契約課契約係

TEL:0766-20-1384

上下水道局総務課

TEL:0766-20-1626